

財務 VOL.13

就業不能時のリスクに備える

前号まで4回にわたり、医療保険についてご説明し、入院中の医療費は医療保険ではなく、出来る限り貯蓄で手当てしましょう、とお伝えしました。

しかし、入院が長期にわたる場合は、医療費だけではなく、ご家族の“生活費”、医院経営を存続させる為の“固定費”も手当てなくてはなりません。そこで、長期間就業不能となった場合の支出を補填する為に、“所得補償保険”という保険に加入することをお勧め致します。

【貯蓄で手当てできないの？】

この保険は、先生が就業不能時の“生活費”や自院の家賃、リース代等の“固定費”の支出に備えるものであり、さらに、就業不能になれば保険金が給付されるので、入院だけではなく、医療保険では保障できない自宅療養でも保険金が給付されるのが特徴です。

例えば、生活費40万円、家賃30万円、リース代20万円、従業員給与40万円、その他固定費20万円、であれば、先生が就業不能時に毎月150万円のお金が必要になります。この150万円は、2・3ヶ月程度でしたら貯蓄で対応できるかもしれませんが、6ヶ月ですと900万円、1年で1800万円もお金が必要となりますので、貯蓄では賅いきれない可能性が高くなります。そのようなことが無いようにこの所得補償保険で備えるのです。

また、たとえ貯蓄にて対応可能であったとしても、このような起こる可能性が低いリスクの為に多額のお金を寝かせておくのは非効率で、あまりお勧めできません。

【補償額は多めに設定したほうが得？】

次に、就業不能時の補償額についてご説明します。

補償額の設定は、保険契約時に、現状の売上や仕入・諸経費の金額を洗い出し、就業不能となった時に必要となるお金を見積りして設定します。そして、保険金の給付事由が発生した時には、設定した保険金を請求し、その保険金を生活費や固定費の支払に充てるのです。

では、契約時の見積りでも、売上を多めに諸経費を少なめに見積り、補償額を多めに設定しておけば多額のお金がもらえて・・・ということは残念ながらありません。

実際に保険金を請求する時には前年の所得証明(市町村発行)が必要で、その範囲内ではしか保険金は出ません。

例えば、補償額を月300万円を設定したが、実際には前年の所得が月100万円しかないします。

すると、保険金は100万円しか出ないこととなり、200万円分は切り捨てられることになります。

つまり、支払った保険料のうち200万円分が全くのムダになってしまうのです。過去のレポートでもご紹介いたしました火災保険同様に、ムダな保険料の支出を減らす為にも加入時に正確な補償額を割り出しておかないといけません。

すでにご加入中の先生は、このような状態となっていないかを今一度保険会社にご確認下さい。

【スムーズに復帰するために】

このように、所得補償保険に加入すれば、先生が就業不能となった場合の支出に対応することが可能となります。

しかし、長期的に医院を休診した場合、通常自院の患者さんは他院へ通うこととなり、再開してもそこから戻ってくる患者数は少ないと予想されるので、売上を休診前と同額確保することは非常に困難です。

となると、休診中に自院の患者さんをつなぎとめておく為には、代診医を雇ってでも診療を継続する必要があるります。

代診医を雇うとなると、余計な支出が増えますが、この保険に入っておけば、生活費や固定費は確保できているので、医院としては、仕入や光熱費等の変動費、代診医給料を支払えるだけの売上があればよいことになります。

この程度であれば、代診医でも対応可能な売上水準だと考えます。

しかし、代診医を雇う場合にも注意していただきたいことがあります。それは、開業志向の強い代診医1人だけに全てを委ねるということです。この場合、先生が復帰する際に、自院の近くで開業されて患者さんや従業員を持っていかれる恐れがないとは言えません。

ですので、代診医は複数人体制を敷き、人選も慎重に行いましょう。そして、人選に悩まないようにする為にも、普段から他院やご出身大学の先輩・後輩の先生方との親交を深めて、イザという時に代診してくれる先生を常に確保しておくことをお勧めいたします。

また、短期的な代診依頼、もしくは人選が面倒というのであれば、派遣で対応するのも1つの選択肢です。ただし、派遣はコストが高いのであまりお勧めは出来ませんが・・・。

以上より、先生が就業不能となった場合の支出に備えるだけではなく、スムーズに復帰するためにも、所得補償保険に加入されてはいかがでしょうか？

■ おしらせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」・「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、**倶楽部会員専用メールアドレス**にてお問合せ下さい。また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。詳しくは、<http://now.amcp.biz> をご覧下さい！